

上水委第 10 号

海津 PA・SIC 配水管布設実施設計委託業務

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

海津市都市建設部上下水道課

特記仕様書

1. 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、海津市都市建設部上下水道課に係る業務委託の仕様書で、「海津PA・SIC配水管布設実施設計委託業務」に適用することとし、本特記仕様書を優先とする。

またここに記載されていない事項については、共通仕様書並びに、「水道施設設計業務委託標準仕様書」（日本水道協会）に準拠するものとする。

(2) 業務の目的

本業務は、海津PA・SICに伴い配水管布設工事を目的とした管路口径φ75、総布設延長 L=442.0mの実施設計をするものである。

また、関係機関との協議および協議資料作成も行うものとする。

(3) 業務対象

1) 業務委託名 設計仕様書のとおりとする。

2) 場 所 設計仕様書のとおりとする。

3) 業務内容 設計仕様書のとおりとする。

(4) 法令等の厳守

受注者は業務の実施にあたり、関連する法令等を厳守しなければならない。

(5) 中立性の保持

受託者は、業務の実施にあたり、常にコンサルタントとして中立性を保持するように努めなければならない。

(6) 秘密の保持

受託者は、受託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

(7) 検 査

完成図書は、履行期限内に提出し、その内容の検査を受けて合格したものとする。

(8) 業務上の提出書類

1) 受託者は、業務の着手にあたって次の書類を提出しなければならない。

- ・着手届
- ・業務工程表
- ・業務計画書
- ・管理技術者届（経歴書含む）
- ・照査技術者届（経歴書含む）
- ・その他必要書類

2) 受託者は、業務の完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

- ・完了届
- ・納品書
- ・請求書
- ・その他必要書類

(9) 管理技術者および照査技術者

1) 管理技術者は、業務の履行あたり（技術士：上下水道部門－上水道及び工業用水道または、R C C M：上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者でなければならない。

2) 照査技術者、業務の履行あたり（技術士：上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有する技術者でなければならない。

3) 発注者は、照査技術者及び管理技術者が業務に不相当と認めたときは、速やかに交替を求めることができる。この場合受託者は直ちに必要な処置を取らなければならない。

(10) 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(11) 疑義の解釈

本特記仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本特記仕様書に定め
ない場合は、発注者と受託者協議のうえこれを定める。

(12) 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者監督員に報告しなければならない。

(13) 業務完了

業務は発注者の検査に合格し、すべての提出図書（成果品）を納入したときを以って完了とする。ただし発注者監督員の指示により工期内において業務の一部完了を行う場合は、その都度検査を受け、合格したものについて納品するものとする。

2. 設 計 一 般

(1) 一般事項

- 1) 業務は、発注者と十分協議打合せのあと、実施しなければならない。
- 2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- 3) 受注者は、協議打合せ時に議事録をとり内容を明確にして、その都度発注者と確認し合わなければならない。

(2) 設計基準

設計にあたっては「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」など、公的機関の図書を準拠し設計業務を行わなければならない。ただし、公的機関以外の図書を参考とする場合は、受注者において十分に精査し、発注者の承諾を受けなければならない。

(3) 設計資料および参考文献等

- 1) 設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。
- 2) 設計業務に引用した、文献や資料などについては名称を明記しなければならない。

(4) 設計上の疑義

設計上に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえこれらの解決に当たらなければならない。

(5) 資料の貸与

本業務遂行にあたり、発注者より貸与した関係資料は厳重に整理保管し業務完了後返還するものとする。(発注者より依頼があった場合は速やかに返還する。)

また資料の貸与に対して受注者は発注者に借用書を提示すること。

3. 設 計 業 務

(1) 設計協議

1) 初回打合せ

業務内容の確認(要望事項・作業方針・作業工程・検討事項・検討内容等)及び貸与資料等の確認を行う。

2) 中間打合せ

業務の進捗の確認及び作業中に発生する諸条件・諸問題の処理に関する協議確認並びに、必要に応じて関係機関協議立会いとし、監督員とは業務に関する認識を常に統一しておかなくてはならない。また、関係機関への説明が生じた場合は同席し説明を行う。

3) 最終打合せ

業務作業完了時における総括説明及び成果品の納品を行う。

4) 設計協議ごとに協議記録簿を作成し、速やかに提出し確認を受けること。

(2) 現況配管網の調査

1) 新設計画路線と取合い箇所の管種、口径並びに仕切弁等の調査を実施すること。

2) 既設管との接続について、断水時に使用する仕切弁と断水家屋を調査し、設計に反映させること。

(3) 地下埋設物の調査および協議

計画路線にガス、下水、電気ケーブル等の管路が埋設されている路線においては、担当者と協議の上、各事業所にて位置・口径等を調査・確認し、布設位置を決定すること。また、必要に応じて試掘調査の協議を行うこと。

(4) 現地調査

1) 現地において路線位置を設定する際には他の埋設物との離隔、舗装復旧に及ぼす影響を考慮する。

2) 各戸メーター器及び給水管引込み位置を調査・確認し、平面図に記入する。

(5) 設計計画

1) 基本事項の確認決定後、詳細設計事項の決定をする。

(6) 各種計算

1) 必要に応じて構造計算、仮設計算等を行う。

(7) 図面作成

- 1) 位置図・配管平面図・配管管割図・配管詳細図、堤防斜面配管工事に係る図面の作成を行う。
- 2) 実施設計図および変更設計図の作成を行う。

(8) 数量計算書

- 1) 工事に必要な数量全ての計算を行う。
- 2) 変更設計時に対応した数量計算を行う。

(9) 水管橋詳細設計・水路横断設計

- 1) 津屋川に架橋する津屋川橋と堤防下用水路に対する詳細設計を行うが、監督員と協議を行い詳細設計範囲の起終点を決定するものとする。
- 2) 堤防横断に対する埋設方法及び施工方法の検討を行うこと。

(10) 概算工事費の算出

- 1) 工事に必要な全ての概算工事費を算出すること。
- 2) 工事発注後、協議事項を踏まえた概算工事費を算出すること。

(11) その他

- 1) 数量計算書、概算工事仕様書については、監督員の承諾した様式を使用すること。
- 2) 本業務中概算工事費の算出について、発注者から指示があった場合は速やかに対応を行うこと。

4. 関係機関との協議用資料作成

受注者は、必要に応じ設計図書に基づき、関係機関との協議資料、説明用資料および
占用資料（道路占用、河川占用等）を得るための関係書類の作成を行う。

5. 照 査

受注者は、照査チェックリスト項目一覧表に基づき、監督職員の支持する業務の節目
（初回・中間・最終）にその成果の照査を行い、監督員が確認する。
なお、照査項目においては、設計内容により受注者と協議し決定する。

6. 成果品の提出

業務計画書	1.0 部
実施設計図書	1.0 部
（数量計算書）	
（実施設計図面）	
（概算工事費）	
業務報告書	1.0 部
関係機関協議資料	1.0 式
電子データ（CD-R・DVD）	1.0 部